多面的機能発揮促進事業について

多面的機能発揮促進事業の概要

農業・農村には、国土の保全、水源の涵養(水が自然にしみこむこと)、自然環境の保全、景観の形成などの多くの機能(多面的機能)を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかし、近年では農村地域の高齢化や人口減少などにより、これまでの地域の共同活動などにより支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

このような状況の中、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)が平成27年4月に施行され、多面的機能発揮促進事業制度が導入されました。

多面的機能支払交付金とは

多面的機能支払交付金は、多面的機能発揮促進事業により、地域の共同活動などを実施する団体に交付されます。

神戸町では、平成19年度から農用地、水路、農道などの地域資源を保全するための共同活動の支援を始め、農業・農村の有する多面的機能を今後も適切に維持管理して、その効果の発揮を図ります。

促進計画について

神戸町では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第6条に基づき平成27年4月1日に促進計画を作成しましたので、同法第6条第5項の規定に基づき公表します。

事業計画について

神戸町内で多面的機能支払交付金の交付を受ける活動組織の事業計画を、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第7条の規定に基づき、平成27年4月10日に認定しましたので、同法第7条第6項の規定に基づき概要を公表します。